



平成 26 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 船戸 義徳
(コード：9318 東証第 2 部)
問合せ先 常務執行役員 中村 勝之
(TEL：03-5447-5350)

平成 26 年 4 月 30 日付新株予約権の譲渡に関する経過について (その 2)

平成 26 年 8 月 1 日付開示資料「平成 26 年 4 月 30 日付新株予約権の譲渡に関する経過について」においてお知らせいたしましたとおり、今般、平成 26 年 4 月 30 日に行われた Rainbow Oasis Investments Limited (以下、「Rainbow」といいます。) が保有する当社第 9 回新株予約権のうち 16,500 個 (以下、「本新株予約権」といいます。) の、のぞみ 1 号投資事業有限責任組合 (以下、「のぞみ 1 号」といいます。) に対する譲渡 (以下、「本件譲渡」といいます。) を遡って有効とするために必要な措置が進められておりましたが、本日、当該措置の結果として、本件譲渡は譲渡日である平成 26 年 4 月 30 日に遡って有効となりましたので、本件譲渡に関する一連の経緯、問題点及び再発防止策とあわせ、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 一連の経緯

(1) 当社が本件譲渡を承認するまでの経緯

当社は、平成 24 年 2 月 24 日、当社第 9 回新株予約権 80,000 個を、Victory Domain Limited、Dragon Capital Limited、天華行有限公司 (以下「天華行」といいます。) 及び Rainbow に対して、第三者割当の方法により発行いたしました。しかしながら、これらの新株予約権者による当該新株予約権の行使が進まなかったことから、当社は、当該新株予約権者と、数度にわたりコンタクトを重ねて参りました。その後、フィナンシャル・アドバイザーである A 氏を通じて、天華行及び Rainbow に対して権利行使の意思を確認したところ、平成 26 年 3 月上旬、天華行及び Rainbow から、A 氏を通じて、その保有する新株予約権を第三者に譲渡したいとの申出がありました。

当社は、かかる申出を受けて、平成 26 年 3 月 11 日、A 氏が代表を務めるコンサルティング会社 B 社との間で、天華行及び Rainbow が保有する当社新株予約権の譲渡に関するフィナンシャル・アドバイザー契約を締結し、譲渡先の選定、Rainbow 及び天華行と当該譲渡先との間の新株予約権の譲渡の仲介等を依頼いたしました。

当社も B 社と並行して当該新株予約権の譲渡先を探したところ、株式会社 ADCC-FAS から White Knight Investment Limited (以下、「White Knight」といいます。) の紹介を受け、また当社筆頭株主であるのぞみ 1 号から、当該新株予約権の譲渡を受ける用意があるとの連絡を受けましたので、Rainbow とのぞみ 1 号及び天華行と White Knight との間で、A 氏を通じて、それぞれ譲渡条件等について協議が行われました。しかしながら、A 氏より、それぞれ譲渡条件等について合意に達することができなかったとの報告を受けたことから、当社は、Rainbow 及び天華行が保有する当社新株予約権を取得及び消却することを決定し、平成 26 年 3 月 31 日付で「新株予約権の取得および消却に関するお知らせ」と題する適時開示を行いました。

しかしながら、平成 26 年 4 月中旬、天華行及び Rainbow から、A 氏を通じて、改めて当社新株予約権の譲渡について再度検討したいとの申出があり、天華行と White Knight 及び Rainbow とのぞみ 1 号との間で、

それぞれ改めて譲渡条件等について協議が行われた結果、当社は、平成 26 年 4 月 28 日、A 氏より、Rainbow とのぞみ 1 号との間で本件譲渡につき合意に達した旨の連絡を受けました。

そのため、当社は、平成 26 年 4 月 30 日、書面決議の方法により取締役会決議を行い、本件譲渡を承認すると共に、同日付で「新株予約権の取得・消却の中止および新株予約権の譲渡に関するお知らせ」と題する適時開示を行いました。同日に至るまでの間、当社は、Rainbow の担当者と直接連絡をとることはなく、一切の手続を B 社に委託していました。

(2) 本件譲渡が譲渡日に遡って有効となるまでの経緯

当社は、平成 26 年 6 月 24 日に、インターネット上の登記情報検索システムでニュージーランドの法人登記情報を検索した当社従業員の報告により、ニュージーランドの会社登記上、Rainbow が本件譲渡前の平成 25 年 6 月に解散していた疑いがあることを認識するに至りました。これを受けて、当社は、平成 26 年 6 月 27 日に、日本の C 法律事務所を通して、ニュージーランドの D 法律事務所に対して本件譲渡の法的効力について照会したところ、同年 7 月 3 日に、ニュージーランド法上、一般論としては本件譲渡は有効ではないと考えられるとの回答を受領いたしました。また、同月 9 日に D 法律事務所から受領した追加回答によれば、一定の手続を経ることで本件譲渡が有効になる可能性があるとのことでした。

当社は、日本の E 法律事務所に対して改めて本件に関する詳細かつ正確な調査・検討を依頼し、平成 26 年 7 月 11 日に、E 法律事務所を通じて、ニュージーランドの大手法律事務所 F に対して、本件譲渡の有効性と共に、本件譲渡が有効でない場合にはこれを有効とする手続の内容等に関して詳細に照会いたしました。F 法律事務所からの回答によれば、①平成 25 年 6 月 18 日に Rainbow の登記が抹消されているため、ニュージーランド法上、一般論としては本件譲渡は無効であるが、他方で、②(a)ニュージーランド会社登記所の登記官に登記の回復を申し立てるという手続、又は、(b)ニュージーランドの高等裁判所に対して申立てを行う手続の何れかを取れば、本件譲渡は譲渡時に遡って有効になる可能性があるとのことでした。

この点に関し、F 法律事務所から、上記(a)の手続による場合には、Rainbow の代表者が申立てを行う必要があります、また、当該代表者による申立てがされ、ニュージーランド官報に登記回復の公告が掲載されてから 20 営業日以内に第三者から登記回復に対する異議がなされなければ、Rainbow の登記を回復させることができ、これにより、本件譲渡は譲渡時に遡って有効となるとのアドバイスを受けました。当社は、当該アドバイスに従い、Rainbow の代表者である Seo Jun Kyoung 氏（以下「Seo 氏」といいます。）に対して上記(a)の手続を取ることを要請し、平成 26 年 7 月 25 日までに、上記(a)の手続を申立てるために必要な全ての書類に Seo 氏が署名したことを確認いたしました。

その後、F 法律事務所が Seo 氏を代理して、上記の登記官による登記回復手続を進めた結果、本年 9 月 19 日付で登記は回復し、ニュージーランド法上、本件譲渡は譲渡日である本年 4 月 30 日に遡って有効となりました。

2. 問題点

当社が、本件譲渡の承認を行った際、Rainbow の解散を認識できなかった原因と考えられる問題点は、下記の通りです。

(1) 外部専門家への依存

譲渡先の選定、譲渡当事者間の交渉の仲介等の本件譲渡に関する一連の手続を、外部アドバイザーである B 社に全面的に委託し、当社自身は譲渡当事者と直接的に連絡を取ることをせず、譲渡当事者の意思表示の確認については B 社からの報告に全面的に依存しておりました。

(2) 書類確認の不徹底

譲渡当事者間で締結された譲渡契約書、及び譲渡元が当社に対して譲渡承認を求める譲渡承認請求書を、本件譲渡承認にかかる当社取締役会決議に先立って取得しておらず、B 社からの口頭等による報告に依存しておりました。（なお、本件に関する調査を行う過程で、B 社から譲渡契約書の写しを受領しております。）

(3) 取締役会の運用上の問題

本新株予約権の譲渡を行うには、当社取締役会の承認決議が必要とされていました。本来は十分な検討・議論を経て当該承認決議を行うべきでしたが、当該承認決議に当たっては、会社法 370 条に基づく書面決議を採用し、かつ当該書面決議にかかる関係書類は取締役会決議予定日の 2 日前に送付したため、検討が不十分

な面がありました。

3. 再発防止策

当社は、このたびの事態を厳粛に受け止め、本件譲渡における上記の問題点を踏まえて下記の再発防止策を講じてまいります。

(1) 新株予約権の行使、譲渡等に関するルールの策定

新株予約権者が新株予約権の行使又は譲渡等を申し出た場合の当社側の対応については、現時点では明文化されたルールが存在しないため、社内規程等の新設を検討いたします。具体的には、以下の内容を含む社内規程等を整備する予定です。

① 法令適合性を確認する法務専門部署の設立

新株予約権者からの申出等への対応に限らず、当社の意思決定行為全般について、法令に適合したものであることを確認するため、法務専門の部署を新設します。今回、本件譲渡に関する事実確認を外部のアドバイザーに委託し、当社としての事実認識が十分でなかったことに対する反省を踏まえ、当該部署の担当者が、事実確認及び資料収集について全面的に責任をもち、対応する体制を整備します。

② 新株予約権の譲渡について

法務専門部署（設立までは企画管理部内）の担当者は、新株予約権譲渡承認請求書の事前入手及び内容確認を徹底するとともに、新株予約権の譲渡について当社の承認を必要とする場合であり、且つ、新株予約権の譲渡人及び譲受人が法人である場合は、当社が承認を与える条件として、これらの法人が、新株予約権の譲渡時点で、適法に設立され、有効に存続していることを確認するための書類等を入手又は徴求します。また、必要に応じて、当該新株予約権の譲渡が新株予約権の譲渡人及び譲受人に適用される法令上、有効かつ問題がないことを確認します。

③ 新株予約権の行使について

法務専門部署（設立までは企画管理部内）の担当者は、新株予約権の行使請求が、法令及び新株予約権の要項に適合していることを確認します。新株予約権者が法人である場合には、新株予約権の行使時点で、新株予約権者が適法に設立され、有効に存続していることを確認するための書類等を入手又は徴求します。

④ 上記のほか、弁護士、会計士を含む外部専門家と適時かつ適切に連携し、対応することを徹底します。

(2) 取締役会、経営会議の運用の改善

当社取締役会の決議事項に関しては、止むを得ない場合を除いて書面決議は行わず、取締役会を招集し、取締役の十分な検討・議論を経て決議を行うことを徹底いたします。また、必要に応じて、取締役会への付議に先立ち、主要役職員による経営会議において十分な検討・議論を行うことといたします。

4. 関係者の処分

本件譲渡に関与した当社役職員の経営管理責任を明確にするため、以下の処分を行います。

代表取締役社長	船戸 義徳	報酬月額の10%を2ヵ月減額（平成26年10月より）
常務執行役員	中村 勝之	報酬月額5%を2ヵ月減額（平成26年10月より）

以 上

(ご参考) 第9回新株予約権の概要

(1) 発行期日	平成24年2月24日
(2) 発行新株予約権の総数	80,000個(新株予約権1個につき1,000株)
(3) 発行価額	無償
(4) 当該発行による潜在株式数	80,000,000株
(5) 資金調達額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,200,000,000円
(6) 行使価額	1株当たり15円
(7) 行使期間	平成24年2月24日から平成28年2月23日まで なお、発行当初の行使期間は平成24年2月24日から平成26年2月23日まででありましたが、平成25年6月27日開催の第93回定時株主総会での承認により、上記の通り、行使期間の延長を行っております。
(8) 募集または割当方法	第三者割当方式
(9) 割当先	Victory Domain Limited 32,000個 Dragon Capital Limited 15,000個 天華行有限公司 16,500個 Rainbow Oasis Investments Limited 16,500個